毛呂山町太陽光発電設備の適正 な設置等に関する条例について

条例の概要及び届出等の手引き

生活環境課

目 次

	1	太陽	光	発 '	電	設	備	の	設	置	制	限			• •				• •				• •	• •	• •	• •	 	1
	2	届出	の	対	象	外															٠.						 	2
	3	書類	の	提	出:	等															٠.						 	2
	4	関係	法	令	等	に	定	め	る	手	続	き	の	有	無	に	つ	い	て	の	報	告					 	3
	5	事前	協	議																			٠.				 	4
	6	説明	会	等	の	開	催															٠.					 	5
	7	関係	法	令	等(の	許	認	可	取	得	の	状	況	に	つ	い	て	の	報	告						 	5
	8	事業	計	画	の)	届	出																				 	6
	9	事業	計	画	の :	変	更	届	出																		 	7
1	0	太陽	光	発	電	設	備	の	適	正	な	設	置														 	7
1	1	事業	の	着.	手·			٠.																٠.			 	7
1	2	標識	の	掲:	示.			٠.																			 	7
1	3	工事	完	了	(.	又	は	中	止)	の	届	出														 	7
1	4	維持	管	理																							 	8
1	5	事業	廃	止	の <i>i</i>	届	出																				 	8
1	6	事業	廃	止	の <u>:</u>	完	了	の	届	出																	 	8
1	7	地位	の	承	継・																						 	8
1	8	報告	の	聴	取		立	入	調	査	等																 	8
1	9	指導		助	言	及	び	勧	告																		 	9
2	0	公表																			٠.						 	9
2	1	国又	は	県	^ (の ⁻	報	告							٠.												 	9
(参考)運	転	開	始	ま	で	の	届	出	に	関	す	る	フ			チ	ヤ	_	١						 1	0
(別表	1)	太	陽:	光:	発	電	施	設	設	置	に	係	る	関	係	法	令	等	担	当	窓		_	覧		 1	2

毛呂山町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例について

事業者が、太陽光発電事業を円滑に実施するためには、関係法令を遵守し、雨水等による土砂等の流出又は水害等の災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、地域住民等に太陽光発電事業について理解を得られるよう努め、良好な関係を保つことが重要となります。

令和元年8月に「毛呂山町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を施行しましたが、今後、設置される太陽光発電設備の設置等に関し、条例を制定することで、町民の生命及び財産の保護、良好な環境及び景観の保全を図ることを目的としています。

1 太陽光発電設備の設置制限

次に掲げる区域においては、太陽光発電設備を設置できません。

【太陽光発電設備の設置を制限する区域】

(1) 土砂災害警戒区域 (2) 土砂災害特別警戒区域

また、上記以外の区域であっても、次に掲げる関係法令等の区域内に、太陽光発電 設備の設置を検討している場合、関係法令等を遵守して、周辺の生活環境等に与える 影響を十分配慮するとともに、地域住民等と良好な関係を保たなければなりません。

影響を「万能應することもに、地域住民寺と	区別な民所で体になりからなりよどん。
関係法令等	区域の名称等
地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30	地すべり防止区域及びその影響を受ける
号)第3条第1項	区域
砂防法(明治30年法律第29号)第2条	
	The property of the property o
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す	急傾斜地崩壊危険区域及びその影響を
る法律(昭和44年法律第57号)第3条	受ける区域
第1項	
河川法(昭和39年法律第167号)第6条	河川区域、河川保全区域
第1項及び第54条第1項	
森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25	保安林の区域
条第1項	
森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 5 条	地域森林計画の対象となっている民有林
第1項	
農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 4 条	農用地区域内の農地、甲種農地及び第1種
第6項第1号イ及びロ	農地
農業振興地域の整備に関する法律(昭和	 農業振興地域内の農用地区域
44 年法律第 58 号) 第 8 条第 2 項第 1 号	
	(次項あり)

関係法令等	区域の名称等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律(平成14年法律第88号) 第28条第1項	鳥獣保護区
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 17 第 1項	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置 されている場所
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 1 項、第 93 条第 1 項及び第 109 条第 1 項	重要文化財(建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。)、周知の埋蔵文化財包蔵地及び国指定史跡名勝天然記念物の指定地
埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県 条例第15号)第4条第1項	県立自然公園の指定区域
埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県 条例第46号)第5条第1項、第31条第 1項及び第37条第1項	県指定有形文化財(建造物と一体をなして その価値を形成している土地を含む。)、県 指定史跡名勝天然記念物及び県指定旧跡の 指定地
毛呂山町文化財保護条例 (昭和 35 年毛呂 山町条例第 14 号) 第 6 条第 1 項	町指定有形文化財(建造物と一体をなして その価値を形成している土地を含む。)、町 指定史跡、名勝及び天然記念物の指定地

2 届出の対象外

次に掲げる太陽光発電設備については、届出の対象外となります。

- (1)出力の合計が、10キロワット未満の太陽光発電設備 ※ただし、同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、隣接した場所 に設置する太陽光発電設備の**合算した出力が、10キロワット以上となる** 場合は、届出の対象となります。
- (2) 出力の合計が、10キロワット以上の太陽光発電設備で、建築物の屋根又は 屋上に設置する太陽光発電設備

3 書類の提出等

- (1)書類の提出先毛呂山町役場 生活環境課
- (2) 提出部数 正1部 副1部

4 関係法令等に定める手続きの有無についての報告

事前協議を行う前に、事業者は、太陽光発電事業の実施に必要となる関係法令等の 手続きの有無について、調査と確認を行ってください。調査と確認が終わりましたら、 関係法令等(確認状況)報告書(様式第1号)を提出してください。

【添付書類】

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 事業区域の公図の写し
- (3) その他必要と認める書類

また、該当する関係法令等がある場合は、町の関係課や関係行政機関の担当部署へ、 事前に相談と協議を行い、必要な手続きを進めてください。

なお、関係法令等による主な担当窓口は次のとおりです。

関係法令等による主な担当窓口

(※その他の関係法令等担当窓口は、【別表1 (P12~)】を参考にしてください。)

①町が管理する道路・水路に係る事項等

まちづくり整備課道路管理係(役場庁舎1階) 12:049-295-2112

②埋立て等の許可

生活環境課環境係(役場庁舎1階) 型:049-295-2112

③農地転用許可

農業委員会(役場庁舎2階) 1年:049-295-2112

④史跡、名勝、天然記念物等

歷史民俗資料館 Tel: 049-295-8282

⑤保安林

埼玉県川越農林振興センター林業部 Tm:042-973-5668

⑥土砂災害警戒区域等

埼玉県飯能県土整備事務所管理担当 №:042-973-2285

⑦地すべり等防止区域

埼玉県飯能県土整備事務所管理担当【国土交通大臣指定区域】 Tm: 042-973-2285 埼玉県川越農林振興センター林業部【農林水産大臣指定区域】 Tm: 042-973-5668

⑧砂防指定地

埼玉県飯能県土整備事務所管理担当 №:042-973-2285

⑨急傾斜地崩壊危険区域

埼玉県飯能県土整備事務所管理担当 №:042-973-2285

⑩河川区域、河川保全区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所越辺川出張所【国管理】Tu:0493-34-3129 埼玉県飯能県土整備事務所管理担当【県管理】Tu:042-973-2285

⑪鳥獣保護区

埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当 ℡:048-830-3154

12県立自然公園

埼玉県東松山環境管理事務所地域環境担当 ℡:0493-23-4050

5 事前協議(事業計画の変更を届け出た場合、事前協議を改めて実施すること。)

事業計画の届出をする前に、事業者は、事前協議書(様式第2号)を提出し、事前協議を行ってください。

なお、<u>事前協議書は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19</u> 条第1号イからトまでのいずれかに該当する者が作成してください。

【添付書類】

- (1) 事業者を証明する書類(法人の場合は定款及び履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本)
- (2) 資金計画(設置後20年間分の資金の流れを含む収支内訳書)
- (3) 事業者が申請者と相違する場合は委任状
- (4) 位置図(縮尺1/2500以上)
- (5) 現況図 (縮尺 1/500 以上) 及び現況縦横断図 (縮尺 1/500 以上)
- (6)公図(事業区域及び隣接地の地番、面積、所有者の住所氏名等(当該土地に 建築物が存在する場合は、その所有者の住所氏名等を含む。)を記入するととも に、道水路を表示すること。)
- (7) 事業区域の土地登記事項証明書(当該土地に建築物が存在する場合は、家屋登記事項証明書を含む。)
- (8) 求積図(縮尺1/500以上)(雨水排水面積計算表を含む。)
- (9) 土地利用計画図(縮尺 1/500 以上)
- (10) 排水計画平面図 (縮尺 1/500 以上)、縦断図 (縮尺 1/500 以上) 及び構造図
- (11) 雨水排水処理計算書(林地開発等の場合は埼玉県の指導によるものとする。)
- (12) 造成計画平面図 (縮尺 1/500 以上) 及び断面図 (縮尺 1/500 以上)
- (13) 工作物設計図 (平面図、立面図及び断面図・縮尺 1/100 以上)
- (14) 工程表
- (15) 事業区域現況写真
- (16) 太陽光パネル等仕様書
- (17) 架台断面図及び構造図 (構造計算書を含む。)
- (18) 緊急連絡先一覧
- (19) その他必要と認める書類

【添付書類に関する注意事項】

- ※(2)に掲げる資金計画は、保守点検を含む維持管理に要する費用及び撤去費の 積立てに要する費用を計上してください。
- ※(11)に掲げる雨水排水処理計算書は、毛呂山町雨水排水処理基準に基づいて算出してください。太陽光発電設備の流出係数は、屋根に準じて0.90とします。
- ※(12) に掲げる造成計画平面図及び断面図は、樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合に省略することができます。

6 説明会等の開催(事業計画の変更を届け出た場合、同様に開催すること。)

事前協議が終了した後、事業計画の届出をする前に、事業者は、地域住民等に対して、事業計画についての周知と説明会等を行ってください。

説明会等を行うときは、事業計画の内容について、地域住民等の理解が得られるよう説明し、地域住民等からの意見に対して誠意をもって対応するとともに、**協定の締 結を求められたときは、協定を締結しなければなりません**。

説明会等の開催については、次に掲げる様式を提出してください。

①説明会等を開催する30日前までに、説明会等実施予定報告書(様式第3号)

【添付書類】

- (1) 次第、日時、概要等を記載した書類
- (2) 説明会等を行う地域の範囲又は住民等を示した書類等
- (3) 位置図(縮尺2500分の1以上)
- (4) 平面図又は土地利用計画図(地番記載のもので縮尺500分の1以上)
- (5) 工事車両等進入経路図 (縮尺2500分の1以上)
- (6) 排水計画図及び断面図 (縮尺500分の1以上)
- (7) 太陽光パネル等仕様書
- (8) 架台断面図及び構造図 (構造計算書を含む。)
- (9) 事業区域における行政区の区長と協議の上、必要とする書類
- (10) その他必要と認める書類

②説明会等を実施後、事業計画の届出時に、説明会等結果報告書(様式第4号) 【添付書類】

- (1) 説明会等に配布し、又は使用した書類等の写し
- (2) 説明会等を行った地域の範囲又は住民等を示した書類等
- (3) 地域住民等からの意見及び事業者の対応方針
- (4) 説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの ア 説明会を開催した状況を確認することができる写真 イ 説明会に出席した者の名簿の写し
- (5) 協定書を締結したときは、協定書の写し
- (6) その他必要と認める書類

7 関係法令等の許認可取得の状況についての報告

事業計画の届出をする前に、事業者は、関係法令等に定める許認可取得の状況について、関係法令等(手続結果)報告書(様式第1号)に、関係法令等の許可証等の写し等を添付し、提出してください。

【添付書類】

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 事業区域の公図の写し
- (3) 関係法令等の許可証等の写し
- (4) その他必要と認める書類

8 事業計画の届出

太陽光発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに、事業者は、事業計画届 出書(様式第5号)を提出してください。

また、説明会等結果報告書(様式第4号)も併せて提出し、**協定書を締結したとき**は、協定書の写しも提出してください。

【添付書類】

- (1)事業者を証明する書類(法人の場合は定款及び履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本)
- (2) 資金計画(設置後20年間分の資金の流れを含む収支内訳書)
- (3) 事業者が申請者と相違する場合は委任状
- (4) 位置図(縮尺1/2500以上)
- (5) 現況図 (縮尺 1/500 以上) 及び現況縦横断図 (縮尺 1/500 以上)
- (6)公図(事業区域及び隣接地の地番、面積、所有者の住所氏名等(当該土地に 建築物が存在する場合は、その所有者の住所氏名等を含む。)を記入するととも に、道水路を表示すること。)
- (7) 事業区域の土地登記事項証明書(当該土地に建築物が存在する場合は、家屋登記事項証明書を含む。)
- (8) 求積図(縮尺1/500以上)(雨水排水面積計算表を含む。)
- (9) 土地利用計画図(縮尺 1/500 以上)
- (10) 排水計画平面図 (縮尺 1/500 以上)、縦断図 (縮尺 1/500 以上) 及び構造図
- (11) 雨水排水処理計算書(林地開発等の場合は埼玉県の指導によるものとする。)
- (12) 造成計画平面図 (縮尺 1/500 以上) 及び断面図 (縮尺 1/500 以上)
- (13) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図・縮尺 1/100 以上)
- (14) 工程表
- (15) 事業区域現況写真
- (16) 太陽光パネル等仕様書
- (17) 架台断面図及び構造図 (構造計算書を含む。)
- (18) 緊急連絡先一覧
- (19) その他必要と認める書類

【添付書類に関する注意事項】

- ※(2)に掲げる資金計画は、保守点検を含む維持管理に要する費用及び撤去費の 積立てに要する費用を計上してください。
- ※(11)に掲げる雨水排水処理計算書は、毛呂山町雨水排水処理基準に基づいて算出してください。太陽光発電設備の流出係数は、屋根に準じて0.90とします。
- ※(12) に掲げる造成計画平面図及び断面図は、樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合に省略することができます。

9 事業計画の変更届出

事業計画の届出後、その内容に変更があった場合、事業者は、速やかに事業計画変 更届出書(様式第6号)に、変更のあった書類を添付し、提出してください。

また、事業者は、事業計画の変更を届け出た場合、「5 事前協議」を改めて実施していただき、地域住民等に対して、「6 説明会等の開催」を行ってください。

10 太陽光発電設備の適正な設置

事業者は、**条例施行規則第8条に定める事項を遵守し、太陽光発電設備を適正に設**置しなければなりません。

11 事業の着手

太陽光発電設備の設置工事に着手する前までに、事業者は、工事着手届出書(様式 第7号)を提出してください。

12 標識の掲示

標識を掲示した日から7日以内に、事業者は、標識(掲示)届出書(様式第14号)を提出してください。

事業者は、土地の開発又は造成工事(土地の開発又は造成工事を行わないときは太陽光発電設備の設置工事)の着工日から、太陽光発電設備を撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識(様式第13号)を掲示しなければなりません。また、標識の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の標識を掲示し、標識(掲示内容変更)届出書(様式第14号)を提出してください。

【添付書類】

- (1) 位置図
- (2)標識の掲示又は掲示内容変更を証する写真(標識の内容、掲示状況を各1枚)

13 工事完了(又は中止)の届出

太陽光発電設備の設置が完了(又は中止)した日から20日以内に、事業者は、工事完了(中止)届出書(様式第8号)を提出してください。

【添付書類】(中止届出の場合は、事業計画中止までの状況が分かる書類を添付。)

- (1)竣工図(当初計画数値と出来形数値を併記してください。)
- (2) 工事完了後の写真
- (3) その他必要と認める書類

なお、届出内容との適合について検査し、適合していないと認めたときは、町から 事業者に対し、工事改善要求書(様式第9号)を通知します。事業者は、通知された 改善要求事項について、必要な改善措置を講じてください。

14 維持管理

事業者は、太陽光発電事業を実施する間、条例施行規則第13条に定める事項を遵守し、維持管理しなければなりません。

また、事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがあるときは、遅滞なく状況の確認を行い、必要な措置を講じなければなりません。この場合において、事業者は、被害発生の日時及び場所を任意の書面に記載し、被害状況及び対応状況について、速やかに報告しなければなりません。

15 事業廃止の届出

太陽光発電事業を廃止する日の30日前までに、事業者は、事業廃止届出書(様式 第10号)を提出してください。

事業廃止届出書を提出後、事業者は、速やかに太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄等の必要な措置を講じてください。

16 事業廃止の完了の届出

太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄等が完了した日から30日以内に、事業者は、 事業廃止完了届出書(様式第11号)を提出してください。

【添付書類】

産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)のうち、次に掲げる書類

- (1) 排出事業者が、処分終了を確認する「D票の写し」
- (2) 排出事業者が、最終処分終了を確認する「E票の写し」

17 地位の承継

事業譲渡等により地位を承継した日から10日以内に、その地位を承継した者は、 地位承継届出書(様式第12号)を提出してください。

なお、地位を承継した者は、毛呂山町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 を遵守しなければなりません。

【添付書類】

- (1) 売買契約書等の写し
- (2) 土地登記事項証明書
- (3) 地位承継が分かるもの

18 報告の聴取、立入調査等

町は、事業者に対して、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができます。

また、町は、事業者の事務所、事業所や事業区域への立入調査と関係者に質問を行うことができます。

19 指導、助言及び勧告

町は、事業者に対して、太陽光発電事業について、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができます。

また、条例第21条第2項各号に該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて 必要な措置を講じるよう勧告を行うことができます。

事業者は、指導、助言及び勧告を受けたときは、速やかに対応状況等について、事業改善報告書(様式第18号)により報告しなければなりません。

20 公表

町は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合、次に掲げる事項について公表することができます。

【公表する事項】

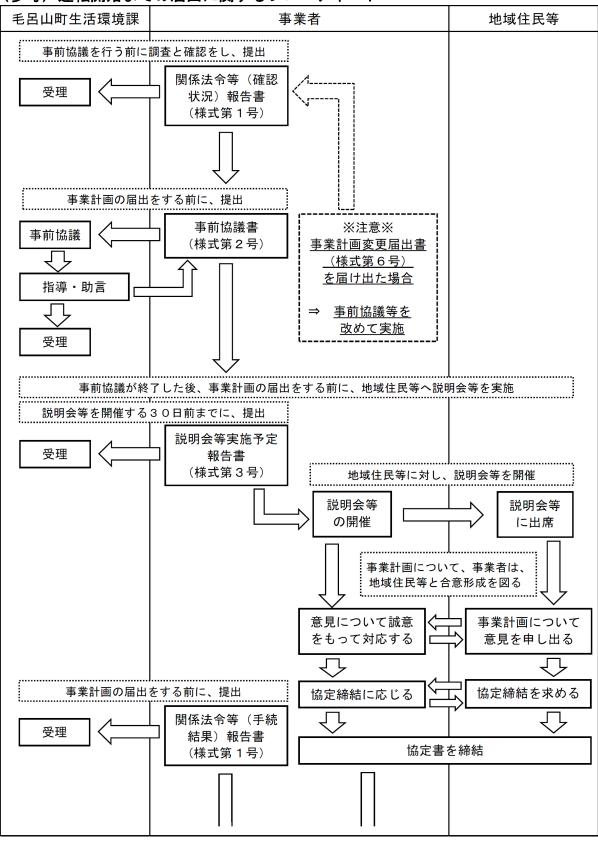
(1)事業者の氏名 (2)住所 (3)勧告の内容 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

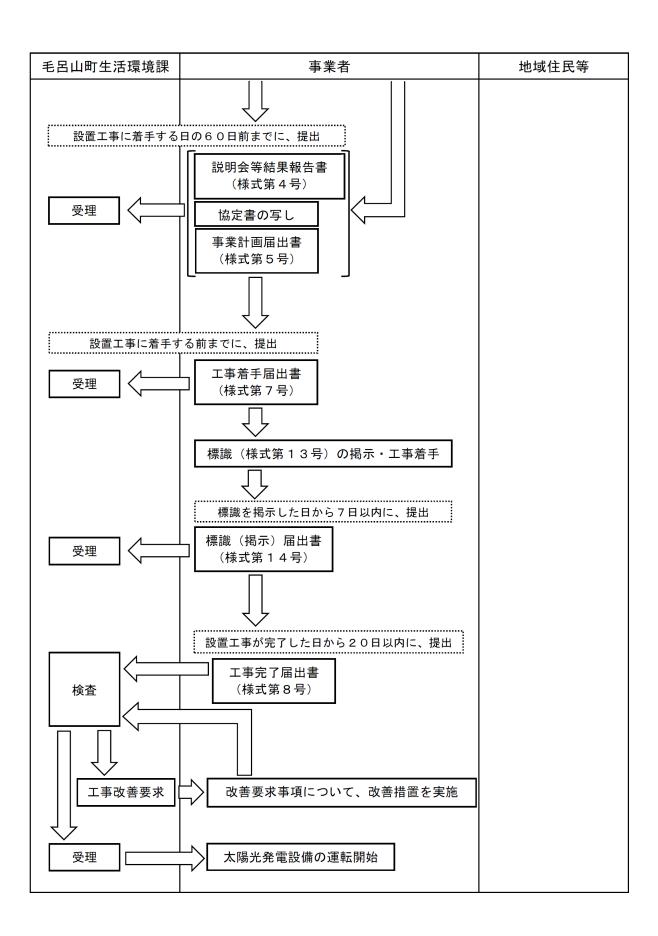
なお、公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、弁明の機会の付与 通知書により通知します。事業者は、提出期限までに、公表に対する弁明書(様式第 20号)に証拠書類等を添付し、提出してください。

21 国又は県への報告

勧告内容等について公表したとき、町は、国又は県へ勧告内容等について、報告することができます。

(参考) 運転開始までの届出に関するフローチャート





(別表1) 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
(末田与)	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		毛呂山町生活環境課 環境係 (049-295-2112)
国土利用計画 法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域: 2,000 ㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域: 5,000 ㎡以上 ・都市計画区域外の区域: 10,000 ㎡以上	届出	毛呂山町まちづくり整備課 開発建築係 (049-295-2112)
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません。		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 (048-600-0391)
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力 1,000kW 以上の太陽光発電設備を設置すること。 ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する 1,000kW 以上の太陽光発電設備に対して、一定の保 安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後 から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。	近隣への配慮	埼玉県危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 (048-830-8435)
環境影響評価 法	次に該当する太陽光発電施設の設置 系統接続段階の発電出カベース(交流)が ・40MW 以上(第一種) ・30MW 以上 40MW 未満(第二種)	調査等	環境省大臣官房 環境影響評価課 (03-3581-3351)
埼玉県環境影 響評価条例	施行区域の面積が 20ha 以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要と なる場合があります。	調査等	埼玉県環境部 環境政策課 計画推進・環境影響評価担当 (048-830-3041)
土壌汚染対策 法 (4)	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が 3,000 m以上(有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900 m以上) ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大 50cm 未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌 の飛散・流出を伴わない場合は除く。	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県生活環 境保全条例 (80)	3,000 ㎡以上の土地の改変	調査等	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律 (15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県土砂の 排出、たい積 等の規制に関 する条例 (6)	500 m ³ 以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
毛呂山町土地 の埋立て等の 規制に関する 条例 (7)	土地の埋立て等に係る土地の区域の面積が500 ㎡以上の埋立て等 ※事業区域の面積が500 ㎡未満であっても、当該事業 区域に隣接する土地において、当該埋立て等を施工する日前1年以内に同一事業主において埋立て等が施工され、その面積と合算した面積が500 ㎡以上となる埋立て等を含む。	許可	毛呂山町生活環境課 環境係 (049-295-2112)

注			
法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
鳥獣の保護及 び管理並びに 狩猟の適正化 に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
絶滅のおそれ のある野生動 植物の種の保 存に関する法 律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の 行為	大臣許可	環境省関東地方環境事務所 野生生物課 (048-600-0817)
埼玉県希少野 生動植物の種 の保護に関す る条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
埼玉県オオタ カ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径 400m以内 ・営巣地から半径 1,500m以内	配慮の 実施	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3154)
ふるさと埼玉 の緑を守り育 てる条例 (10)	ふるさとの緑の景観地の区域内で次の行為を行う場合 ・一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採、土石の採取 等	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県立自然 公園条例 (12)	県立自然公園の特別地域内における工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採・損傷、土地の形状の変更等	許可	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050) 【申請窓口はこちら】 毛呂山町産業振興課 商工観光係 (049-295-2112)
埼玉県立自然 公園条例 (14)	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の 工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050) 【申請窓口はこちら】 毛呂山町産業振興課 商工観光係 (049-295-2112)
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)	許可(市 街化区域 の場合は 届出)	毛呂山町農業委員会 (049-295-2112)
農地法 (5)	農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転	許可(市 街化区域 の場合は 届出)	毛呂山町農業委員会 (049-295-2112)
農業振興地域 の整備に関す る法律 (13)	市町村農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農用地 区域からの除外)	計画変更	毛呂山町産業振興課 農林係 (049-295-2112)
森林法 (10の2)	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く) で 0.5ha を超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	埼玉県川越農林振興センター 林業部 (042-973-5668)

法令名			
(条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
森林法 (10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土 地の所有者となること	届出	毛呂山町産業振興課 農林係 (049-295-2112)
森林法 (10の8)	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地 区の森林を除く)における立木の伐採	届出	毛呂山町産業振興課 農林係 (049-295-2112)
森林法 (27)	保安林の森林以外の用途への転用(保安林の指定の 解除)	指定の 解除	埼玉県川越農林振興センター 林業部 (042-973-5668)
森林法 (34)	保安林内における次の行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・ 落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	埼玉県川越農林振興センター 林業部 (042-973-5668)
埼玉県水源地 域保全条例 (7)	水源地域内の土地 (現況が森林で、地目が山林・原野・ 保安林の場合) に係る所有者・地上権・地役権・使用 貸借権・賃借権の移転や設定	届出	埼玉県川越農林振興センター 林業部 (042-973-5668)
道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用) ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの(政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)	許可	【国県道】 埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (048-973-2285) 【町道】 毛呂山町まちづくり整備課 道路管理係 (049-295-2112)
河川法 (23~27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用(取水等) ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【国管理河川】 国土交通省関東地方整備局荒 川上流河川事務所 越辺川出張所 (0493-34-3129) 【県管理河川】 埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285)
河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	【国管理河川】 国土交通省関東地方整備局荒 川上流河川事務所 越辺川出張所 (0493-34-3129) 【県管理河川】 埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285)
毛呂山町公共 物管理条例 (4)	公共物について次の行為等 ・工作物その他施設を新築、改築、又は除却する行為 ・流水水面又は敷地を使用する行為	許可	毛呂山町まちづくり整備課 道路管理係 (049-295-2112)
埼玉県雨水流 出抑制施設の 設置等に関す る条例 (3)	面積が 1ha 以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県県土整備部河川砂防課 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
埼玉県雨水流 出抑制施設の 設置等に関す る条例 (12)	面積が 1ha 以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	埼玉県県土整備部河川砂防課 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)
砂防法 (4)	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285)
埼玉県砂防指 定地管理条例 (3)	砂防指定地内における次の行為 ・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285)
地すべり等防 止法 (18)	地すべり防止区域内における次の行為 ・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長 ・のり切、切土 ・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 ・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発	許可	【国土交通大臣指定区域】 埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285) 【農林水産大臣指定区域】 埼玉県川越農林振興センター 林業部 (042-973-5668)
急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に関す る法律 (7)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・ 改造 ・のり切、切土、掘さく、盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下・地引による搬出 ・土石の採取・集積	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285)
土砂災害警戒 区域等に当時 る土砂災事態 止対策の推進 に関する法律 (10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉 施設・学校・医療機関の建設(特定開発行為)	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2285)
建設工事に係 る資材の 源化等に る法律 (10、11) [略称:建設リ サイクル法]	特定建設資材[※]を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの) ・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が80 ㎡以上に限る)の解体工事・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が500 ㎡以上に限る)の新築・増築工事・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの)・建築物以外の工作物(太陽光パネル等)の解体、新築、土木工事等(請負金額が500万円以上のもの)[※]特定建設資材(4品目)・コンクリート・コンクリート・コンクリートと鉄から成る建設資材・木材・アスファルトコンクリート	民の届 公の通工合 共場知 共場知 共場知 共の エ合 まは 事は 事は おんしゅうしゅう	埼玉県川越建築安全センター 東松山駐在 (0493-22-4340)

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続窓口
都市計画法 (29、43)	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更) や建築行為 ・市街化区域内での 500 ㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	毛呂山町まちづくり整備課 開発建築係 (049-295-2112)
都市計画法 (53)	都市計画施設等の区域での建築物の建築	許可	埼玉県川越建築安全センター 東松山駐在 (0493-22-4340) 【申請窓口はこちら】 毛呂山町まちづくり整備課 開発建築係 (049-295-2112)
景観法 (16)	景観計画区域内における次の行為 ・一定規模以上の建築物 ・工作物の新築・改築等	届出	毛呂山町まちづくり整備課 都市計画係 (049-295-2112)
都市公園法 (6)	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は 施設を設けて占用	許可	毛呂山町まちづくり整備課 都市計画係 (049-295-2112)
建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備について は、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途 に供する場合は建築物に該当します。	確認	埼玉県川越建築安全センター (049-243-2102) 【申請窓口はこちら】 毛呂山町まちづくり整備課 開発建築係 (049-295-2112)
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における 建築・土木工事等	届出	毛呂山町歴史民俗資料館 (049-295-8282)
文化財保護法 (96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により 遺跡を発見	届出	毛呂山町歴史民俗資料館 (049-295-8282)
文化財保護法 (43、81、125)	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡 名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更、 又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	毛呂山町歴史民俗資料館 (049-295-8282)
埼玉県文化財 保護条例 (14、28、35、 39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定 史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又は その保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	毛呂山町歴史民俗資料館 (049-295-8282)
毛呂山町文化 財保護条例 (11)	文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす場合	許可	毛呂山町歴史民俗資料館 (049-295-8282)

毛呂山町役場 生活環境課

所 在 地:〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話: 049-295-2112 F A X: 049-295-0771

ホームページ: https://www.town.moroyama.saitama.jp

 $E \not = \mathcal{N}$: seikatsu@town.moroyama.lg.jp